

当院からのご案内

当院は、厚生労働省東北厚生局に指定を受けた保険医療機関です

● 個人情報保護法順守

問診表・診療録・検査記録・エックス線写真・歯形・処方箋の【個人情報】は治療目的以外には使用しません

●新しい義歯（取り外しができる入れ歯）を作るときの取り扱いについて

新しい義歯を保険で作る場合は、前回制作時より6か月以上の経過が必要です
他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様となります

●当院では診療情報の文書提供に努めております

●通院困難な患者さんには 歯科訪問治療を行っております

●当院は保険外併用治療費を取り扱っております

当院は以下の項目を施設基準等に適合している旨、厚生労働省東北厚生局に届け出を行っております

●明細書発行体制加算（レセプト電子請求する機関です）

すべての患者さんへ明細書の発行を無料で行っております

●歯科外来診療環境体制加算

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行い安全に診療する取り組みは別掲をご参照ください（医療安全に関するパンフレット）

●歯科診療特別環境体制加算

特別な対応が必要な患者さんに安全な歯科医療の提供を行えるように以下の機器等を備えております。

- ・自動体外式除細動器（AED）
- ・経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・酸素提供装置（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ・救命蘇生セット

緊急時に対応できるように、以下の医科主治医や病院と連携し治療前・治療中及び治療後における患者さんの全身状態をモニタリング等により管理できる体制が整備されております。

●歯科治療総合医療管理科（Ⅰ）・（Ⅱ）

患者さんの歯科治療を行うにあたり 医科の主治医や病院と連携し治療前・治療中及び治療後における患者さんの全身状態をモニタリング等により管理できる体制が整備されています

●かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所

偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策、高齢者の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修を全て修了し、その対策を講じています。

●歯科訪問診療に係る地域医療連携体制加算

歯科訪問治療において、地域医療連携体制の円滑な運営を図るべく、下記の病院や連携し夜間等における緊急時の対応を確保しています。

●歯科口腔リハビリテーション科2

顎関節症の患者さんに、顎関節医療用装置を製作し、指導や訓練を行います（別の医療機関で顎関節治療用装置を製作した患者さんについても指導や訓練を行います）

●クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

連携先保険医療機関名

岩手医科大学付属病院・歯科医療センター

電話番号 019-651-5111

まゆみ歯科小児歯科医院

院長 高橋真弓